

# 吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

吹田市川園町20-1  
TEL (06) 63883-2211  
FAX (06) 63882-8160  
http://www.suita-minsyou.com  
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の  
昼2時・夜7時  
なんでも相談会

## 商工新聞読者拡大

### 6年間連続で月目標を達成

8月は吹田民商誕生の月です。8月27日には創立50周年を迎えます。2007年9月から挑戦を始めた「常在拡大」の運動は、毎月、毎月意識的に取り組まれて6年間になります。会員拡大の目標は年に5回〜7回程度の達成ですが、商工新聞の拡大目標は、8月22日に山田の福山支部長が増やして8月目標達成、通算6年連続達成を実現させることができました。本当に多くの会員や読者の皆さんにご協力をいただいたことに感謝申し上げます。これからも気負うことなく自然体で「常在拡大」運動に挑戦し続けます。それでもいつかは途切れます。そんなとき、気力まで途切れない自然体の運動を作ることが大切です。9月から7年目の挑戦が始まります。今後も宜しくお願いいたします。

## 「新国税通則法」下の

### 税務調査にどう臨むか

今年度の税務調査は8月21日段階でまだ発生していません。吹田税務署へは8月中に発生させるように申し入れしています。8月10日土曜日の夜と11日日曜日の朝の2回、西尾局長を講師にして税務調査の学習会を開催しました。10日は28名、11日は19名が参加して2時間近い話を聞いて学習しました。吹田民商の税務調査対策の基本は日本国憲法と税務運営方針です。この基本は「新国税通則法」下でも変わりません。全商連作成の「税務調査10の心得」はこの観点でまとめられています。この日は、日本国憲法第30条の「納税の義務」を前文から29条の財産権までの基本的人権の関係で学びました。日常の記帳、1月班会や2月班会の重要性など、運動の基本となる考え方についても理解を深めました。次回の日程は未定ですが、調査がほぼ発生した9月中旬頃に再度2日間程度開催する予定です。



## 国保料滞納者対策と健康づくりで懇談会

8月21日吹田社保協国保部会と国民健康室との懇談会が開催されました。新婦人、生健会、相川診療所、年金者組合、歯科保険医協会、吹田民商の代表が参加して財産調査のやり方や保険料の長期滞納者対策、健康診断受診率向上について話し合いました。

財産調査のやり方については「基準」がつけられていますが、それを実施に移す段階で問題が発生しています。その改善を図ることになりました。同時に、前回財産調査を行った世帯で資産のない世帯については早期に滞納処分執行停止を行うように求めました。国保室からは今年度内に滞納処分の執行停止を行うための基準をつくることの表明がありました。この件は長期滞納者が増加している状況下、大変重要な施策であり、国保部会が求めてきたものであり、大きく評価しました。健康づくりについては、「健康都市宣言」に相応しい取り組みになるように全庁体制を執るよう求めましたが、その認識では一致しており、検討を進めることが表明されました。

## 電話は事務局員の携帯電話ではなく 事務所へおかけください

民商は事務局員に携帯電話を持たせていません。電話代の補助も一切行っていません。事務局員が使用している電話は個人所有です。ところが、固定電話よりも携帯電話の方が早い等の理由で、民商の事務所ではなく、事務局員の携帯電話に直接連絡をいただく会員さんがいます。そのため、固定電話であれば発生しないようなトラブルが起きています。(例：自宅に電話を忘れてきた場合や着歴を見ないで過ごす場合) 今後、担当事務局員に連絡を取る場合は民商の事務所へお電話いただきますようお願いいたします。

## 伝言板

### 経営交流会・お店訪問

8月26日(月)夜7時30分 豊一市民センター  
垂水町で司法書士をされている森高さんのお話をお聞きします。誰でも参加できます。お気軽に。

### 国保料・国税・住民税の事前相談会

8月30日(金)昼2時00分 民商会館  
今回から相談会の方法が変わります。8月30日に事務局員が実情を詳しくお聞きします。市役所や税務署との相談日はその日にお知らせします。30日の事前相談会に参加できない方はご相談ください。

### 「よっこいど祭り」バザーにご協力を

9月15日に開催されます。例年のようにバザー用品を集めています。ご協力をお願いいたします。声をかけていただければ受け取りにいきます。

お買い物は地元の市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とともいっ!